

昭和38年度岡垣町歳入歳出予算

歳入	本年度歳入予算高	197,487,700円也
歳入	前年度歳入予算高	115,205,540円也
歳出	本年度歳出予算高	197,487,700円也
歳出	前年度歳出予算高	115,205,540円也
歳入歳出差引残金なし		
昭和38年3月9日提出		
岡垣町長 俵口 静江		
内 歳 入 の 部		

款 項	本年度予算	前年度予算
1、町 税	31,175,400	27,707,000
1、普通税	31,175,400	27,707,000
2、地方交付税	30,000,000	25,000,000
1、地方交付税	30,000,000	25,000,000
3、公企業及財産収入	10,039,000	5,837,500
1、財産収入	3,039,000	2,537,500
2、財産売却代金	7,000,000	3,300,000
4、分担金及負担金	668,200	648,600
5、使用料及手数料	652,000	510,000
1、使用料	118,000	170,000
2、手数料	534,000	340,000
6、国庫支出金	103,116,800	30,447,000
1、国庫負担金	2,015,300	1,680,600
2、国庫補助金	101,056,300	28,735,200
3、委託金	45,200	31,200
7、県支出金	2,691,200	6,398,100
1、県負担金	536,600	332,100
2、県補助金	1,842,600	5,941,000
3、県委託金	312,000	125,000
8、寄附金	221,000	861,000
1、寄附金	221,000	861,000
9、繰入金	0	0
10、繰越金	6,399,600	7,000,000
1、前年度繰越金	6,399,600	7,000,000
11、雑収入	7,524,500	6,296,300
1、納付金	1,669,000	1,020,000
2、物品売却代金	5,000	10,000
3、雑入	5,850,500	5,266,340
12、町債	1,000,000	1,000,000
1、町債	1,000,000	1,000,000
13、国有提供施設等所在市町村助成交付金	4,000,000	3,500,000
1、国有提供施設等所在市町村助成交付金	4,000,000	3,500,000
歳入合計	197,487,700	115,205,540

款 項	本年度予算	前年度予算
1、議会費	5,976,000	5,634,000
1、町議会費	5,976,000	5,634,000
2、役場費	28,778,000	25,526,200
1、役場職員費	24,457,000	21,821,200
2、営繕費	500,000	250,000
3、諸費	3,821,000	3,455,000
3、消防費	1,152,100	825,000
1、消防費	1,147,100	820,000

第三回臨時町議会を二月十八日、午前九時四〇分、岡垣町議会議事堂に招集し、次の議案を議決した。

議案第七号  
岡垣町起債及び償還方法（過年度補助災害復旧事業）  
○波津防波堤の災害復旧事業費

議会だより

岡垣町起債及び償還方法  
議案第八号  
○町営住宅建築資金に充当のため起債額一〇〇万円

行政事務の嘱託について  
議案第十号  
東松原 糖塚 東黒山 小野 眞武 熊市 嘉 義雄

岡垣町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
○助産費「千円支給」していたのを「二千円支給する」ことに改めた。  
三月九日議決  
議案才十三号

岡垣町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
○消防団団長年額「一三、〇〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に  
○副団長「八、〇〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に分団長「五、〇〇〇円」を「六、〇〇〇円」に部長「二、〇〇〇円」を新設三月九日議決  
(二頁へ続く)

目 次

- 議会だより ..... 1頁
- 昭和38年度岡垣町歳入歳出予算 ..... 1~2頁
- 遠賀保健所の各健康相談日程表 ..... 2頁
- 町有財産処分報告 ..... 3頁
- 社会福祉協議会へ香典返しを寄贈 ..... 3頁
- 公明選挙推進協議会結成 ..... 3頁
- 町議会議員一般選挙に用いる補充選挙人名簿登録申請の要領 ..... 3頁
- 住宅を建てる方に ..... 4頁
- 生活を楽しく豊かに ..... 4頁
- 農業構造改善事業について(三) ..... 4頁
- 福祉年金の内容充実へ前進 ..... 5頁
- 狂犬病の撲滅は ..... 5頁
- 内 浦 の 百 穴 ..... 6頁
- 民法 (抄四) ..... 6頁
- 家族計画の普及運動 ..... 6頁

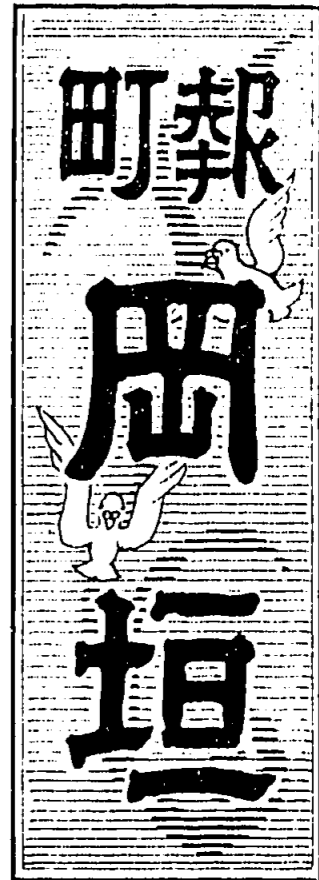
農業協同組合の合併について  
○農業協同組合合併促進条例により、岡垣農協、高倉農協の二農協の合併及び農業協同組合併促進条例施行規則第三条による欠損金補填の承認  
才一回定例町議会を三月九日午前九時四〇分、岡垣町議会議事堂に招集し、次の議案を附議し、会期を三〇日迄の二二日間とする。  
議案才十二号

一時借入金について  
○昭和三八年年度岡垣町一般会計歳入歳出予算内の支払に充てるため一時借入金を壹千万円以内とすること。三月九日議決  
議案才一四号

基本財産及び積立金等預入先の指定について  
○福岡銀行、町内各農業共同組合に指定すること。三月九日議決  
議案才一五号

歳計現金預入先の指定について  
○町内郵便局、福岡銀行、才一銀行、勸業銀行、遠賀信用金庫町内各農業協同組合に指定すること。三月九日議決  
議案才一六号

岡垣町消防条例の一部を改正する条例  
○消防団員が火災のため出場した場合の手当を二〇〇円を三〇〇円に改めた。三月九日議決  
議案才一七号



発行所  
岡垣町役場  
責任者  
岡垣町長 俵口 静江

印刷所  
有限会社 大和印刷所  
電話 東郷 27番

2、消防委員費	5,000	5,000
4、土木費	10,600.800	12,078.100
1、道路橋梁費	1,638.000	1,000.000
2、河川費	1,350.000	1,100.000
3、砂防費	370.000	337.300
4、港湾費	88.600	5,304.600
5、災害土木費	381.000	100
6、雑支金	199.200	196.100
7、石炭離職者緊急就労対策事業費	6,574.000	4,140.000
5、教育費	118,771.500	42,307.440
1、教育委員会費	4,171.500	3,741.200
2、小学校費	7,017.400	6,280.940
3、中学校費	3,562.700	3,117.700
4、社会教育費	731.000	649.000
5、学校建築費	103,043.000	28,336.500
6、学校保健費	245.900	182.100
6、社会及労働施設費	8,740.900	7,761.700
1、民生委員費	142.000	118.500
2、児童福祉補助費	2,830.800	2,213.200
3、身体障害者協会の補助費	30.000	30.000
4、社会福祉補助費	220.000	220.000
5、厚生費	5.000	5.000
6、厚住住宅費	554.000	436.000
7、日雇健康保険事業費	617.600	531.000
8、国民年金事業費	8.500	11.000
9、保健衛生費	4,333.000	4,197.000
1、健民費	2,630.900	2,148.300
2、伝染病予防費	258.000	79.500
3、隔離病舎費	875.400	648.000
4、結核予防費	723.700	546.000
5、狂犬病予防費	255.800	350.500
6、寄生虫除根費	17.500	12.000
7、昆蟲除根費	21.500	21.500
8、汚物掃除金	107.000	111.500
9、母子衛生費	209.000	222.000
10、火葬場費	58.000	47.300
8、産業経済費	105.000	110.000
1、農業委員会費	7,782.100	7,502.400
2、農業費	2,788.600	2,257.400
3、林業費	4,644.000	3,213.000
4、商工業費	39.500	32.000
0、耕地事業費	310.000	250.000
9、財産費	0	1,750.000
1、積立金管理費	1,307.300	1,165.000
2、財産管理費	793.800	650.000
0、基本財産造成費	513.500	513.500
10、統計調査費	0	1,500
1、統計調査費	17.600	19.800
2、統計調査費	14.600	16.800
11、選挙費	3.000	3.000
1、選挙管理委員会費	744.300	294.400
2、選挙管理委員会費	74.100	74.100
3、選挙管理委員会費	163.300	0
4、選挙管理委員会費	163.300	0
5、選挙管理委員会費	163.300	0
6、選挙管理委員会費	145.300	0
7、選挙管理委員会費	10.000	10.000
8、選挙管理委員会費	15.000	10.000
0、選挙管理委員会費	10.000	0
0、参議院議員通常選挙費	166.300	166.300

0、漁業調整委員会委員選挙費	34,000	34,000
12、公債還金	4,838.500	4,546.000
1、元利子金	4,488.500	4,196.000
2、諸支出金	350.000	350.000
13、公債取扱費	4,147.700	3,397.200
1、徴収費	7.200	7.200
2、徴収手数料	1,042.000	977.000
3、徴収手数料	152.000	0
4、徴収手数料	56.000	56.000
5、徴収手数料	1,670.000	1,500.000
6、徴収手数料	688.500	634.000
7、徴収手数料	233.000	233.000
8、徴収手数料	299.000	0
14、予備費	2,000.000	2,000.000
1、歳出合計	2,000.000	2,000.000
合計	197,487.700	115,205.540

議案才一八号  
岡垣町町税条例の一部を改正する条例  
○所得割の税率表を若干率を引下げた三月九日議決  
議案才一九号  
岡垣町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例  
○行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備をした。三月九日議決  
議案才二〇号  
岡垣町一般職の職員の給与に

○岡垣町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
議案才二二号  
岡垣町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
議案才二三号  
岡垣町特別職の職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例  
議案才二四号  
岡垣町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
議案才二五号  
昭和三十八年度岡垣町特別会計簡易水道徴収事務職員にも税務職員同様特殊勤務手当を支給する。  
議案才二六号  
昭和三十八年度岡垣町特別会計国民健康保険歳入歳出予算書歳入  
議案才二七号  
昭和三十八年度岡垣町特別会計農業共済事業費歳入歳出予算書歳入  
議案才二八号  
昭和三十八年度岡垣町特別会計簡易水道歳入歳出予算書

歳出  
一金一九七、四八七、七〇〇円也  
本年度歳出予算高  
前年度歳出予算高  
歳入歳出差引残金なし  
議案才二六号  
昭和三十八年度岡垣町特別会計国民健康保険歳入歳出予算書歳入  
一金一一、四七三、七〇〇円也  
本年度歳入予算高  
前年度歳入予算高  
歳出  
一金一一、四七三、七〇〇円也  
本年度歳出予算高  
前年度歳出予算高  
歳入歳出差引残金なし  
議案才二七号  
昭和三十八年度岡垣町特別会計農業共済事業費歳入歳出予算書歳入  
一金三、四九九、八〇〇円也  
本年度歳入予算高  
前年度歳入予算高  
歳出  
一金三、四九九、八〇〇円也  
本年度歳出予算高  
前年度歳出予算高  
歳入歳出差引残金なし  
議案才二八号  
昭和三十八年度岡垣町特別会計簡易水道歳入歳出予算書

火曜	結核相談	9時～11時
火曜	断層写真	13時～15時まで
水曜	妊婦検診	13時～15時まで
金曜	結核相談	9時～11時まで
金曜	断層写真	13時～15時まで

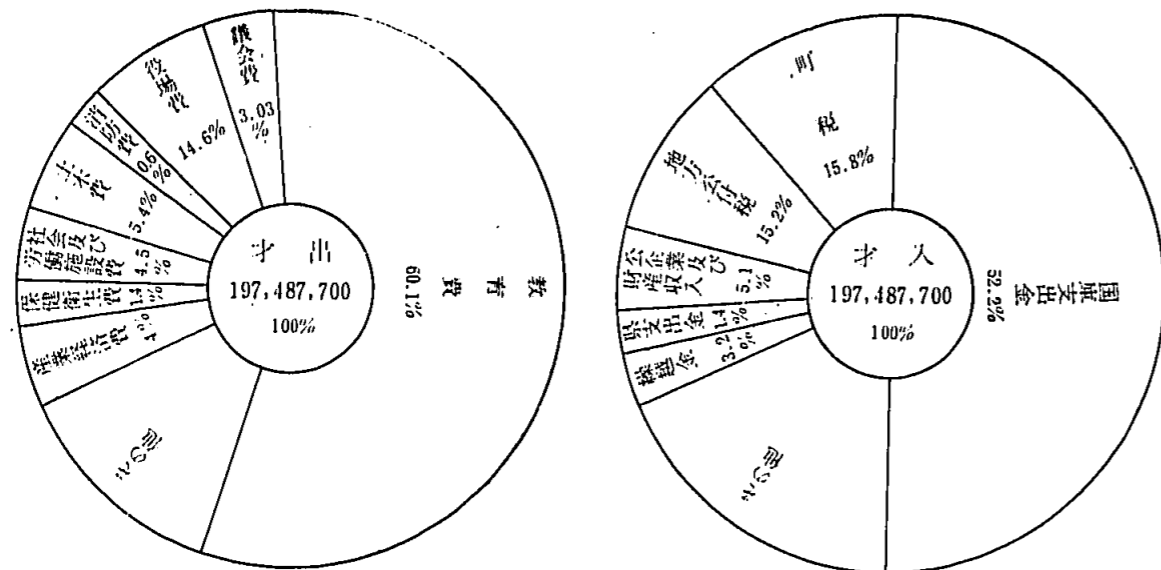
議案才二九号  
退職給与金の支給について  
○野田武、助役就任により三六  
年九月五日より三八年一月一三  
日迄の退職金一四六千円  
野中正利、収入役就任により  
二一年一〇月二八日より三八年  
一月二三日迄の退職金七四九千  
円。

昭和三十七年度中に左記の通り町有財産の処分をしたので報告します。

### 町有財産処分報告

種 別	場 所	数 量	売渡価格 円	町分収金 円	相 手 方	備 考
官行造林	手野山	スギ外 98m <sup>2</sup>	625.000	312.500	竹井木材	県より正未閉に 式書出納迄見 込
全	全	ヒノキ外 203.21m <sup>2</sup>	1.261.000	630.500	村田木材	
全	全	ヒノキ外 95.89m <sup>2</sup>	603.800	301.900	田中木材	
全	全	ヒノキ外 62.31m <sup>2</sup>	394.000	197.000	田中木材	
県行造林	高倉大膳塚		1.830.000	2.517.484	村田木材	
全	金久曾		1.800.000		全	
全	金久曾		1.530.000		林木材	
山田小学校	山 田	校 舎 288坪		1.904.000	案 浦組	
宅 地	原 670-7	137坪		616.500	小役丸卯太郎	
宅 地	原 670-15	189坪		567.000	製鉄八社組合	
宅 地	原 670-14	279坪		837.000	健康保険組合	
宅 地	内浦1126-2	65.5坪		229.250	占部医院	
家 屋		46坪		368.000	全	

38年度町予算グラフ



### 社会福祉協議会へ香典返しを寄贈

- 金一封** 吉木 小早川隆士氏より
- 金一封** 長男 小早川潮氏(七才)の香典返し 昭和三十八年一月二四日死亡
- 金一封** 高倉深田順一氏より 亡父深田廉吉氏(七才)の香典返し 昭和三十八年三月三日死亡
- 金一封** 西黒山岩崎量氏より 亡父岩崎嘉郎氏(七才)の香典返し 昭和三十八年二月一七日死亡
- 金一封** 三吉野中亮一氏より 亡母野中ヤエ氏(八才)の香典返し 昭和三十八年三月一六日死亡

### 公明選挙推進協議会結成

選挙は民主政治の基礎である地方選挙で参政権を公明かつ適正に行使用することは、地方自治を確立し、明るい住みよい郷土を建設するため最も重要なことです。

しかるに選挙の実態は依然として情実や金力に汚され、法を軽視する弊風は今なお後をたたない現状は遺憾にたえないところです。

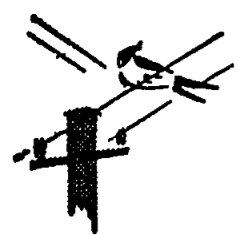
その為岡垣町では、三月八日各区長、婦人会役員及び各支部から四・五名の方や有志の方寄って頂き、八幡大学の有沢教授の講演をききその後、岡垣町公明選挙推進協議会を結成したわけです。

### 各区の役員

- 区長 三十名
  - 婦人会支部長 (三月三十一日で新旧交替) 二八名
  - 青年団支部長 (男女) 二六名
  - 給与所得者連合会役員 三名
- その後、運動要領等を協議するにはどうしても何人かの委員
- 尚申請人の資格要件については次のとおりです。
- 基本選挙人名簿に登載されたもの、及び参議院福岡県選出議員補欠選挙及び福岡県知事選挙、福岡県議会議員一般選挙に用いる補充選挙人名簿に登載されたもの
  - 昭和十八年四月二十四日以前に生れた者
  - 昭和三十八年一月二十三日までに岡垣町に転入して以来引続き三カ月以上住所を有し満二十年以上の者

### 岡垣町議会議員一般選挙に用いる補充選挙人名簿登録申請の要領

- 1、名簿調製現在期日 昭和38年4月23日
- 2、名簿登録申請期間 自昭和38年4月23日至昭和38年4月24日
- 3、名簿登録申請の方法 委員会が配布した申請書による
- 4、名簿調製期限 昭和38年4月25日
- 5、名簿縦覧及び異議申立期間 昭和38年4月26日
- 6、名簿決定期限 昭和38年4月27日
- 7、名簿確定期日 昭和38年4月28日



### 住宅を建てる方に

(住宅金融公庫貸付案内)

- 1、申込受付期間 4月5日—4月18日迄
- 2、申込受付場所 遠賀信用金庫岡垣支店
- 3、申込者の資格  
申込のできる人は、住宅に困っていて、所定の自己資金があり、次の各号の総てに該当する方であればなりません。  
A、本人の収入月額が、公庫からの借入金10万円につき、毎月5,500円以上償還見込の確実なこと(18年以内に返すこと)  
但し、本人の収入だけではこの基準に満たない場合は、永続性のある同居家族の確実な収入があれば考慮されることもある。  
B、建築予定宅地の入手、借入の確実な人。  
C、同居予定家族が1人以上あること。  
但し、3回以上の申込実績を有する人は抽選なしで貸付られる。
- 4、貸付の条件  
A、建坪は30㎡以上(約9坪)100㎡以下であること 但し、公庫の融資対象面積は最高53㎡(16坪)  
B、貸付金額の限度は標準建設費の7割5分以内  
C、利率は年5分5厘  
D、償還方法は月賦償還  
以上の外に4月15日まで、農山漁村住宅建設資金借入申込も受付けています。  
詳しいことは遠賀信用金庫におたずね下さい。

### 生活を楽しむ

#### 豊かに!

うらかな春を迎え、旅行のシーズンとなりました。

いまや電化ブームとならんで旅行ブームといわれています。昨年末に発表された国民生活白書によりますと、「国民の娯楽費のうち、四三%までが旅行にあてられ、一年間に都市では四三%の世帯が五十キロ以上の旅行をしており、国鉄の団体旅行者は、戦前の二倍になった」ということです。ところで、最近この楽しい旅行の費用を全部簡易保険でまかなっておられる職場団体や、婦人会などが多くなりましたので、皆さまにその利用方法をお知らせいたします。

郵便局の簡易保険には、団体払込みという制度があります。これは、婦人会やP・T・A、町内会などの地域団体、会社や工場、事務所などの職域団体、酒、たばこ、商店等の各種の組合などの職業団体で簡易保険に加入者十五人以上が集って保険料をまとめて払い込まれると、月々手数料として、掛金総額の七分を割り引きしてお返しすることになります。そこで、この七分の割引手数料を積み立てておいて、これを旅行の費用にあて団体で楽しい旅行ができるというわけです。また、この手数料は、婦人会の活動資金にあてられたりP・T・Aでピアノやテレビ、ラヂオ等を購入して学校へ寄附する

基金にしたり、いろんな方面に有意義に利用されています。このように、簡易保険の団体払込みを利用されると、ちょっとした手数料で、まとまった金が

でき、団体活動の資金づくりに役立ちますから、せいぜいご利用くださいますようおすすめいたします。

海老津郵便局

### 農業構造改善事業について

構造改善事業については、昭和三十八年二月一日現在の、基礎調査を完了した。

この調査に協力を戴いた各農業組合長さん、各調査員の方々に厚く御礼を申し上げます。

この基礎調査を色々の角度から分析審議し、昭和三十年、三十五年と現在に至るまでの本町農業の推移を検討し、五年後、十年後にはどのように進んで行くかを見きわめなければ、農業構造改善事業の計画は樹立出来ないものである。

例えば農業労力の激減、これに対処する機械化の普及等、驚くばかりの変貌ぶりである。

今計画樹立に当面して、行きあつた問題点を書いて見たい

#### 一、構造改善実施上の

##### 問題点

農業構造の改善を図らなければ、日本農業の低位生産性、農業従事者の生活水準の大幅向上は期せられないと言ふ事は前の章でも書いたと思うが、この改善のための施策の影響は、岡垣経済全体、否それだけでなく岡垣の社会構造全般に及ぶものである。従って、構造改善施策は

広い視野と慎重綿密な計画の樹立を前提として実施されなければならぬ。

農業構造改善の施策は、現在の構造を否定することから出発するのだから、農業従事者の離農促進になりかねない。特に生産性の低い兼業農家の脱農が促進されるであろう。この場合、商業の雇用制度の改善、また国民の社会保障制度の確立なくして脱農を促進するのは、それこそ「農民の首切」となる。

基本法は農業構造政策を具体的に章を設けて規定して居るが、これらの施策は総合的に実施されるのでなければ構造改善の実現は難しい。このため基本法は特に農業構造改善事業の助成等という条文(第二十一条)まで設けて居る。この規定を忠実に実行しようとするれば、相当綿密な計画が必要であり、かつ農業従事者の意欲が旺盛な地区で、町長も農業団体の長も、積極的に実行に参加の心構が必要である。

特に重要な事は、個々の農業従事者が自らの農業をいかに変革するかといふ抱負をもつことである。農業の従事者は零細とはいえ、個々の農業者であり、経

営自体将来の計画を樹立しないようでは、その経営は行きづまることはやむを得ないであろう。たゞ農業構造改善事業は、その性格上個々の農業者だけでは実行し得ない総合事業であるから個々の計画案を持ち寄り、研究し、よりよい事業計画を樹てねばならない。

農業従事者が意欲的に自らの農業改革案を持ち、これをまとめ地区の農業構造改善事業計画を討議作成し、この計画の実現のために支障になるようなことはすべて打破して行くぐらゐの気迫が肝要である。いうまでもなく計画を樹立すれば国の助成があるというような安易な計画総花的な単なる振興計画などは政府もみとめないし、又このような安易な考え方は、結局農業をいよ／＼他産業より低落させることになる。

農業構造改善の本質が、土地保有の合理化と農業経営の近代化にあることを閑却し、一地区の商品生産と、施設の近代化を以って、農業構造の改善というような考え方はいけないと思ふ。もとより農業が可及的に商品生産の経済部門として、歴史的に確立されることが必要であり、土地保有の合理化を行なわなくても、ある程度までは、資本と労働力の集約化による生産性の高い農業経営の技術方法もありうる。例えば温室農業や高級野菜ないし花卉園芸、或は専業的畜産等がそれである。

しかし、全国各地でこのようなことを実施すれば商品価値の急速な暴落を招くことにもなり得ると思われる。

日本の農業は農業構造を改善、大農方式、革新的技術を使用できうる資本設備の高いものにするに於いては、その高度化があり得るといふことは判っているが本町の場合には、問題点は多いのである。

#### 二、むすび

いろ／＼とまとまりのない事を書いて居るうち、規定の残数をつぶして恐縮でした。

本町の場合の基幹作物は、常緑果樹、養鶏等と予定して居る関係で、この方面の団体から色々な計画の樹立の要項を受けてこれ等を如何に調整するかを研究中であるが、このことや其の他計画の具体的な問題については次号に書きたいと思つて居ます

農業振興課

# 福祉年金の内容充実へ前進

## 各年金額を引き上げ 支給制限緩和で支給 範囲も拡大

昨年末、準備がすゝめられていた国民年金法改正問題については、その成案がまともな「国民年金法の一部を改正する法律案」として只今開会中の才四三回通常国会に提出されています。今回の改正は、どのような点が改正されることになるのか、その大略を記してみます。

### 国民年金法の一部改正案の内容

改革案の内容を簡単に紹介しますと、

才一点は老令福祉年金は現在一万二千円(月千円)であるものを、一万三千二百円(月千三百円)に、障害福祉年金は、現在一万八千円(月千五百円)が二万一千六百円(月千八百円)に引き上げ、また母子福祉年金及び準母子福祉年金についても基本額一万二千円(月千円)を一万五千六百円(月千三百円)にそれぞれ引上げることになっていきます。

いうまでもなく国民年金制度は拠出制度を建前としている関係上福祉年金額を引上げるに際しても当然拠出制年金との均衡を考慮する必要があるが、今回は福祉年金制度発足以来四年にわたる間として、事情等を考慮し拠出年金との均衡を失しない範囲内でとりあえず改正がされたものであります。また各福祉年金の引上げ額に差等を設けられたのは、母子世帯や身体障害者等の実態が老令者のそれにくらべて、厳しい状況にあることを考慮されたこと、と思われる。

才二点としては支給制限の緩和ということですが、これは二つあってまずその一つは受給権者の所得による支給制限の緩和であります。現在では受給権者が前年に一五万円をこえる所得をもっているると支給が停止される

こととなっているのを、十八万円に引上げ緩和をはかろうとするのがこれであり、その二は受給権者の生活を維持する扶養義務者の所得による制限であります。これは現行基準収入金額五十万円(所得税法に定める扶養親族が五人の場合)を六十万円に改められました。

才三点としては母子福祉年金及準母子福祉年金における支給要件なり加算対象となる子や孫の制限年令をその子などが両手とか両足がないという重度の廃疾の状態にあるときは二〇才に引上げること、なっている。つまり現在原則として子や孫は、

## ◎狂犬病の撲滅は 飼主一人一人の協力で

### ◎狂犬病予防について

この法律の制定された目的はその才一条に「この法律は狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し及びこれを撲滅することにより公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする。」と記されており、

狂犬病についてはすでに皆様が御承知の通り人が狂犬に咬まれて発病します。現代の医学をもってしてもその治療の方法がなくたゞ手を拱ねてその無残な死亡をまつという悲惨な病気であります。狂犬病を予防し撲滅して、生活を明るくする為に犬の所有者は、次にのべる義務を履行しなければなりません。もしこの義務を怠り又は違反した場合は、法律により三万円以下の罰金に処せられます。

#### (1)

(A) 毎年一回(四月一日〜四月末日)犬の登録申請を知事に提出し鑑札の交付を受けこれを犬の首輪につけて置かなければなりません。

(B) 毎年二回(四月〜六月及、十月〜十二月)犬に狂犬病予防注射済票の交付を受け之を犬の首輪につけて置かなければならず

義務教育修了前に限られて、子などが中学校を卒業した場合支給の要件にもならないし、加算対象からも除外されていたのが今回の改正では、この制限年令を重度の廢疾の子や孫にかぎり二十才に引上げること、なされたのである。なお重病の廢疾の子や孫などが二十才になれば、自分の障害福祉年金が支給されることになっていきます。

以上簡単に国民年金改正法の大略を申し述べたのでありますがこの改正法律は本年九月一日から施行されること、なっており今後の同業発展の為尚一層の御協力を切にお願い致します。なお不明の点がありますれば各区の年金委員の方なり岡垣町役場「住民課」にお問合せ下さい。

### 鑑札及注射済票を着けていない犬は、狂犬病予防員により捕獲されます。

(C) 犬が死亡した場合又は、癩犬にする場合は、届書に鑑札及注射済票を添えて役場をへて知事に届けることになっております。

(2) 犬の所有者は、現在のように狂犬病が発生しているときは、次の事項を行なう義務があります。この義務を怠り又は、違反した場合は、五万円以下の罰金に処せられます。

(A) 所有している犬が狂犬病若しくはその疑いのある犬に咬れた場合は直ちに保健所に届けなければなりません。

(B) 所有している犬が狂犬病又はその疑いのある場合は、隔離しなければなりません。

(3) 畜犬の繋留命令が出ている時の注意

狂犬病の発生しているときは知事は繋留命令を告示します。其の時に放飼いしてある犬は、鑑札、注射済票の有無にかかわらず捕獲致します。

(4) 捕獲人について  
捕獲人は青地に白で次の様な腕章を付けて居ります。

○ 氏	犬捕獲人	○
	福岡	◎
○ 名	才	○

(4) 犬を捕獲された時

飼主の不注意により万一捕獲された時は、直ちに「役場住民課」まで連絡して下さい。捕獲した犬は規定より三日間は抑留所に置いてありますから、所定の手続をすれば引取ることが出来ます。返還に要する費用として一〇〇円飼育管理費として、一頭一日につき五〇円です。場所は本町の才「八幡区折尾(西鉄バス折尾裁判所前下車)」です。(4) 狂犬病の犬に咬まれて発病し助かった例はありません。それで咬まれた場合その犬が狂犬病と決まりましたら、直ちに保健所に連絡して予防液を入手して十四回注射を続けなければなりません。

### ◎犬の登録及狂犬病の 予防注射は次の日程 で実施の予定です

- 四月八日 午前中…山田公民館  
午後…糠塚公民館
- 四月九日 午前中…戸切竜神社  
午後…役場、東部出張所
- 四月十日 午前中…内浦農協  
午後…岡垣町役場前

なお期間中には登録注射済票等の犬を完全に捕獲し狂犬病の予防と登録犬の捕獲に万全を期すことになっていきますので畜犬所有者の御協力を切にお願いします。

「住民課より」

# 内浦の百穴

内浦と原の境の小高い山に、写真(中)の電柱から梅の枝の間)古墳(昔の墓)群がある。その附近一帯は赤土だが、その上に



直径十米位の土を土饅頭型に盛り上げ、その中に石で築きあげた穴があり、上を壘一壘位の巨石で覆い、更に土をのせ南側に石積みの出口が作られている。いわゆる円墳である。千七、八百年前のものらしいが、数にして二、三十はある。部屋の仕切りのあるものもある。内浦の古老の話をきくと、小さい頃この中で遊んでいたとか、



も少し之について詳しくお知らせの方があつたら公民館まで教えて頂きたい。  
尚これ以外にも史蹟等に知識をお持ちの方は知らせて下さい。少しずつ町報で紹介するつもりです。  
注、埋蔵文化財は自分の所有地であつても自由には掘れないし、新しく発見した場合は、発見届を出さねばならない。

# 民法(抄四)

## 才五編 相続

### 才一章 総則

才八八二条 相続は、死亡によつて開始する。

才八八三条 相続は、被相続人の住所において開始する。

### 才二章 相続人

才八八六条 胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす。

前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは、これを適用しない。

才八八七条 被相続人の子は、相続人となる。

2、被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。但し、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

才八八九条 前条の相続人となるべき者がない場合には、左の順位に従つて相続人となる

才一 直系尊属。但し、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。

### 才二 兄弟姉妹

才八九十条 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。

才八九四条 被相続人は、何時でも、推定相続人の廃除の取消を家庭裁判所に請求することができる。

### 才三章 相続の効力

才八九六条 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。但し、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

才八九八条 相続が数人あるときは、相続人財産は、その共有に属する。

才九百条 同順位相続人が数人あるときは、その相続分は左の規定に従う。

一、子及配偶者が相続人であるときは、子の相続分は三分の二とし、配偶者の相続分は、三分の一とする。

二、配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分及び直系尊属の相続分は各々二分の一とする。

三、配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし兄弟姉妹の相続分は、三分の一とする。

四、子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は相等しいものとする。但し、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

才九一五条 相続人は、自己のために相続の開始があつたことを知つた時から三箇月以内に、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならぬ。

才九二十条 相続人が単純承認をしたときは、無限に被相続人の権利義務を承継する。

才九二二条 相続人は、相続によつて得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して承認をすることができる。

才九三三条 相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならぬ。



## ●家族計画の普及

### 運動

家族計画は国民のすべてが心身ともに健全でゆたかな家庭生活をいとなむ基礎をつくるもので全国的に本運動が実施されており、相当な成果をおさめておりますが本町に於いては未だ人工妊娠中絶が後をたゞず特に若い年齢層に増加の傾向があり、母体の健康上又家庭の幸福を考えるとみなおざりにされない問題があります。

つきましては、昭和三十八年度より家族計画普及運動を実施し健全なる生活設計を目的とした家族計画の理念を普及させる為才一回目の講演会を次のとおり催しますので気怪にお出下さい。

一、とき：四月十二日(金曜日)午後一時三十分より

二、ところ：岡垣町役場

三、講師：福岡県家族計画普及会

①なお本町としては、随時映画会及講演会等を催して趣旨の徹底をはかる。

②保健所(優生保護相談所) 医療機関、受胎調節実地指導員等の活動を紹介し、また必要な器具薬品の入手方法について知らせる。

本運動についての意見及相談は「住民課」広渡保健婦に気軽に話して下さい。



### (写真説明)

(上下) 内浦海蔵寺(上左)円墳の入口奥に部屋の仕切りがある。  
(左下) 上に人間の入れる程度の穴があり、中に底の長さ二・五米、巾一・七米高さ七米と〇・六米位のおにぎり型の洞穴があり、南側の底にも入口がある。